政府はこれでもカジノを推進するのか

写真は毎日新聞 15 日朝刊。秋元容疑者再逮捕「副大臣権限」を重視と。二つの関連記事の後半を紹介したい。

まず、毎日新聞 15 日社説から―事件は、カジノが利権を生む構造を浮き彫りにした。政府の責任者が業者の働きかけを受け、便宜を図ろうとしていたのは重大な問題だ。それなのに政府は、事件と IR 制度とは別との姿勢を崩さない。カジノ事業者を審査するカジノ管理委員会も予定通りに発足させた。菅義偉官房長官は「捜査対象の中国企業は実績もない。IR 以前の問題ではないか」と述べ、取るに足らない話といわんばかりだった。日本維新の会も下地議員を除名処分にしたが、大阪誘致を念頭にカジノ推進の姿勢を変えていない。

事態の深刻さを認識していないのではないか。捜査結果が出るまでスケジュールを凍結し、カジノ整備の仕組みを再点検すべきだ。各種世論調査ではカジノに対する懸念が根強い。事件を受けて、7 割が見直しを求めたとの調査結果もある。これでも政府は、カジノ整備を推し進めるのか。

大阪日日新聞 17 日の柴田武男･聖学院大大学院講師「ブラックマネー暗躍に素地　法に不備、カジノ設置強行」から―要するにこれまで決まったのは、最大 3 カ所で整備するほか、カジノ事業の収益に国が 15%、自治体は 15%と計 30%課税し、入場料を 6 千円に設定した程度に過ぎない。カジノ事業の内容もカジノ管理委が決める。例えば花札やパチンコができるのかどうかについても、判断することになろう。それだけに IR 関連事業者が影響力のありそうな政治家に近づくことは十分考えられる。

IR 整備法ではカジノ事業者が利用客に金を貸すことが認められているが、銀行法も貸金業法も適用されない。貸付限度額は管理委が規則で決める。カジノでカネを貸すという行為は、とても危険な面がある。それがカジノの是非を決める判断材料となるが、申請する自治体側からみれば、限度額も決まっていないのに賛否を決めろという手順になっている。

カジノで大きな金額を課すということが明白になれば、反対論が強まるのは必至だ。こうした事態を避けるため、政府は具体的なことを知らせないまま、カジノ設置を強行しようとしている。詳細が未定な分、政治的な判断が今後大きく影響しそうだ。具体的には事業者の認定のほか、利用客が得た利益に課税する際の税率などが問題となる。事業者としては、できるだけ税率を低くして、喪力を高めたいと考えるだろう。このため当然、政治家へ働き掛けることになる。

カジノ反対論を封じるため、本来 IR 整備法で事前に決めておくべきことを決めず曖昧にしてきたことが、ブラックマネー(不正資金)が暗躍する素地を形成したといえる。

(2020 年 1 月 20 日)